

## 令和5年度 扶養家族の状況確認調査および住所確認の実施要領

### 1. 調査対象者

- 状況確認調査・・・令和5年8月10日時点在籍の生年月日が平成16年4月1日以前の被扶養者
- 住所確認・・・被保険者および調査票に印字されている被扶養者

**今年度の調査では扶養家族がいない被保険者につきましても住所確認をさせていただきます**

※令和5年8月14日以降に減少手続きを行った被扶養者も調査対象として印字されていますので、備考欄に「減少手続済」とご記入ください。

### 2. 調査内容

扶養家族の令和4年分および令和5年分（見込み）の収入および本人と扶養家族の住所についてご申告願います。状況に応じて源泉徴収票や在学証明書等の添付書類(写)の提出、調査票に印字された住所の訂正が必要となります。（調査票の備考欄に「添付書類不要」の印字がある被扶養者は、状況確認調査対象外のため添付書類の提出は不要です。住所確認のみお願いいたします。）

詳細については所属長あてにお送りしましたメール、および健保HPの「調査票記入例」「添付書類確認表」をご参照願います。

### 3. 調査票配付・提出

10月中旬に窓付き封筒に封入した調査票を所属長から個人へ配付いたしますので、必要事項をご記入のうえ、添付書類(写)と一緒に配付時の窓付き封筒に入れ糊付けをして所属長へご提出ください。（配付時の窓付き封筒に入らない場合は、別封筒をご使用ください。）

### 4. 調査票提出締切日

**令和5年11月10日（金） 所属長へ提出**

### 5. 住所確認について

被保険者および、調査票に印字されているすべての被扶養者の住所をご確認ください。

住民票住所欄は被保険者・被扶養者ともに住民票住所が印字されていますので、内容に相違がある場合は**朱書で訂正**願います。現住所欄は住民票住所と同じ場合はチェックボックスにチェックを入れ、相違がある場合は現在居住の住所を**朱書で記入**してください。

[印字住所について]

被保険者の住民票住所は事業主にて登録されている8月4日現在の「住民税納税地」を住民票住所として印字しています。8月14日以降に異動届が受付され、増加となった被扶養者は今年度調査対象外です。

（来年度の調査時に確認いたします。）

住民票上、部屋番号を登録していないが調査票に印字されている場合でも、健保からの郵送物送付の際に使用する住所となりますので部屋番号の削除は不要です。

**※今後、被保険者および被扶養者の住民票住所が変更になった場合は、健康保険組合への届出が都度必要となります。健保HPから住所変更届をダウンロードのうえご提出願います。（今回調査票にて修正いただいた内容については変更届の提出は不要です。）**

6. 留意事項と令和4年度状況確認調査結果について

(1) 収入について

収入額が扶養限度額の130万円以上（60歳以上の方および障害年金を受給している方は180万円以上）となる場合は扶養に入れませんので減少届の提出が必要になります。

収入の種類	注 意 点
給与収入	健康保険では非課税通勤費も収入に含みます。 雇用保険料等は控除せず、控除前の総支給額を収入とします。
失業保険	受給した金額全てを収入とします。失業保険の日額が3,612円以上の場合、受給期間中扶養に入ることは出来ません。
年金収入	遺族年金、障害年金も収入となります。
他 収 入	事業収入、不動産収入、株等の配当も収入となります。

※上記以外でも収入となるものがあります。詳細につきましては健康保険組合までご確認ください。

(2) 減少手続きもれのケースについて

- \* 給与収入があり、源泉徴収票の総支給額は130万円未満であったが、給与明細を確認したところ非課税通勤費の支給があった。通勤費を合算すると収入が130万円を超過した。
- \* 就職して他の健康保険の資格を有しているにも関わらず、減少届の提出がされていなかった。  
(雇用期間が短期間であっても減少手続きが必要です。)
- \* 別居している扶養家族へ送金していなかった。または送金額が扶養家族の収入より少なかった。  
(送金額が扶養家族の収入を下回る場合は「被保険者≠主たる生計維持者」となり、扶養と認められません。)

(3) 資格喪失後に保険証を使用した場合

当健康保険組合の資格を喪失したにも関わらず病院で受診した場合は、医療費の遡及精算をさせていただきます。減少届提出もれが判明した場合は、事由発生日に遡って減少となり、それ以降の受診が精算の対象となりますのでご注意願います。また、被扶養者の方がすでに退職されている場合でも、資格取得日に遡って減少となり精算が発生します。

(4) 参考（令和4年度調査結果件数）

調査対象者（被保険者）	3, 3 2 6 名	調査・指摘等により減少手続き 医療費負担の精算を行った者	4 0 名
（被扶養者）	3, 5 7 2 名		

7. 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の収入確認の特例措置について

現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、例年になく対応として、短期集中的にワクチン接種が行われております。こうした事情を鑑み、ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認について、特例措置が厚生労働省から発出されております。

次頁表「特例措置について」に該当する被扶養者がいる場合の提出書類につきましては、別紙「添付資料確認表③(医療従事者)」をご確認下さい。また、令和6年度状況確認調査時も令和5年分の申立書および給与明細等内訳が分かる書類のご提出が必要となりますので、保管いただきますようお願いいたします。詳細につきましてはご不明な点がございましたら健康保険組合までお問い合わせください。

■特例措置について

特例措置の概要	ワクチン接種業務に従事したことによる給与収入は扶養認定限度額（年収130万円未満）に算入しない（60歳以上および障がい者の方は180万円未満）。
対象者	ワクチン接種業務に従事する医療職 （医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士）
対象となる収入	ワクチン接種業務に対する賃金（令和3年4月～令和6年3月末）

8. その他健保からのお知らせ

◆今後の変更点について

令和5年度 扶養調査票提出後から	① <b>住所変更届提出</b> …被保険者および被扶養者の <b>住民票住所</b> が変更となった場合は変更届の提出が必要となります。（変更届は健保HPよりダウンロード）
令和6年1月1日から	② <b>送金証明書の提出</b> …別居の被扶養者の扶養認定申請時には、振込明細等の送金証明書(写)の提出が必要となります。 また、令和6年度の状況確認調査時も同様に送金証明書(写)をご提出いただきますので保管をお願いします。 ③ <b>給与収入について</b> …短期間の勤務でも月額10万8,334円以上の雇用契約を結んでいる場合は減少手続きが必要となります。今回の調査で対象になる方につきましては個別にお知らせさせていただきます。

～提出先および問い合わせ先～

〒060-0042 札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル10階  
北海道電力健康保険組合  
担当：南、松尾、孫田（専用回線：80-2586）／（NTT：011-251-4237）  
Mail：h-kenpo@hepco.co.jp